

令和4年10月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記

令和4年（行ウ）第12号 戸籍の附票の写し不交付処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年8月31日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

被 告

同代表者兼処分行政庁

同訴訟代理人弁護士

広 瀬 め ぐ み

所 沢 市

所 沢 市 長

藤 本 正 人

羽 根 一 成

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が、原告に対し令和2年12月17日付けで行った戸籍の附票の写し不交付処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、処分行政庁に対し、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）20条1項に基づき、原告の長女（以下「長女」という。）に係る戸籍の附票の写しの交付を請求（以下「本件交付請求」という。）したところ、処分行政庁が、同人を対象として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保

護のための措置が採られていることを理由として、同写しを交付しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告が、被告に対し、本件処分の取消しを求める事案である。

1. 関係法令等の定め

別紙関係法令等の定めのとおり（なお、同別紙中で定義した略称は、以下の本文においても同様に用いることがある。）

2 前提事実（当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 本件処分に至るまでの原告及び原告の配偶者に対する支援措置

ア 原告は、平成29年、自宅から転居し、原告の配偶者及び長女と別居した（甲14（2枚目）、弁論の全趣旨）。

イ 原告の配偶者は、平成29年4月18日、住所地の市町村長に対し、原告を加害者として、原告の配偶者及び配偶者と同一の住所を有する長女を対象として、事務処理要領第5-10-10に基づく支援措置（以下、単に「支援措置」という。）の申出をし、同市町村長は、原告の配偶者及び長女につき、支援措置をすることを決定した。処分行政庁は、平成29年5月10日、上記市町村長から上記申出に係る「住民基本台帳事務における支援措置実施通知書」の転送を受けた。（甲14）

ウ 一方、原告は、平成29年12月27日、処分行政庁に対し、原告の配偶者を加害者とする支援措置の申出をし、処分行政庁は、平成30年1月4日、原告につき支援措置を実施することを決定した（甲1、乙1）。

エ その後、原告は、令和元年12月16日、処分行政庁に対し、原告の配偶者を加害者とする支援措置の申出をし（乙2）、処分行政庁は、同月19日、原告につき支援措置を実施することを決定した（乙3）。

オ 原告の配偶者は、令和2年4月6日、住居地の市町村長に対し、原告を加害者とする支援措置の申出をし（乙5）、上記市町村長は、同月28日、

処分行政庁に対し、原告の配偶者及び長女につき同月18日から支援措置を実施している旨を通知するとともに上記申出に係る申出書の写しを転送した(乙6)。原告の配偶者は、令和2年8月27日、住居地の市町村長に対し、原告を加害者とする支援措置の変更の申出をし(乙7)、上記市町村長は、同年10月13日、処分行政庁に対し、原告の配偶者及び長女につき支援措置を実施している旨を通知するとともに上記申出に係る申出書の写しを転送した(乙8)。

(2) 本件処分の経緯

ア 原告は、令和2年11月25日、処分行政庁に対し、原告及び長女に係る戸籍の附票の写しの交付を請求したが、被告職員から、長女に支援措置が実施されているため戸籍の附票の写しの交付ができない旨の説明をされ、上記戸籍の附票の写しの交付を拒否された。

イ 原告は、令和2年12月1日、処分行政庁に対し、原告の配偶者を加害者とする支援措置の申出をするとともに(甲4)、長女の戸籍の附票の写しの交付を請求したが、長女に支援措置が実施されていることを理由に上記戸籍の附票の写しの交付を拒否された。

ウ 原告は、令和2年12月9日、処分行政庁に対し、書面にて、長女の戸籍の附票の写しの交付を請求し(本件交付請求)、同時に、前記2度の戸籍の附票の写しの交付の申請を拒否した理由等の説明を求めた(甲7、8)。

これに対し、処分行政庁は、令和2年12月17日、本件処分をするとともに、不交付の理由は原告の配偶者の申出(以下「本件申出」という。)による支援措置を実施していること等であると回答した(甲9、10)。

(3) 原告は、令和3年3月1日、処分行政庁に対し、①本件処分の取消し並びに②原告が加害者とされる支援措置の取消し及び長女の戸籍の附票の写しの交付を求め、審査請求をした。裁決庁である所沢市長は、令和3年9月21日、上記②に係る請求は却下し、上記①に係る請求は棄却する旨の裁決をし

た（甲14）。

(4) 原告は、令和4年3月11日、本件訴訟を提起した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件処分の違法性であり、これに関する当事者の主張は、以下のとおりである。

(被告の主張)

(1) 原告の配偶者の令和2年4月6日付け支援措置の申出書（乙5）及び同年8月27日付け支援措置の申出書（乙7。以下、これらの申出書を併せて「本件各申出書」という。）の記載等からすれば、①原告の配偶者は、配偶者暴力防止法1条2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命または身体に危害を受けるおそれがあるものとして、住所地の市町村長に支援措置を求める旨を申し出たこと、②原告の配偶者が、長女について、原告の配偶者と併せて支援措置を実施することを求める旨を申し出たこと、③原告の配偶者が、被告に対しても、併せて支援措置を実施することを求める申出について、併せて本件各申出書に記載したこと、④上記市町村長は、警察の意見を聴取することにより、支援の必要性があることを確認したこと、⑤上記市町村長は、長女について、併せて上記④と同様の確認を行ったこと、⑥上記市町村長は、本件各申出書を処分行政庁に対して転送したこと、⑦処分行政庁は、上記市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、処分行政庁における支援の必要性もあるとしたことが認められたから、処分行政庁が、これらの事実を前提に住基法及び事務処理要領に従ってした本件処分に違法な点はない。

(2) 原告は、処分行政庁は、原告と原告の配偶者の双方から支援措置の申出があったことを把握していた上、原告が、令和2年12月1日の原告の配偶者を加害者とする支援措置の申出の際には、所沢警察署長が事実関係を認めた書類も提出し、支援の必要性について改めて調査をして再判断するよう求め

たのに、支援の必要性について自ら確認しなかった旨主張する。

しかし、本件各申出書が処分行政庁に転送され、原告の支援措置申出書も被告に提出されたからといって、そのことから、処分行政庁が支援の必要性について改めて調査すべき義務を負うということとはできない。

5 (3) 原告のその余の主張は、争う。

(原告の主張)

10 (1) 原告の配偶者は、原告から暴力被害を受けておらず、むしろ、原告に対する暴力の加害者であり、このことは、原告の令和2年12月1日付け支援措置の申出書(甲4)では、「申出者の状況」欄の「A 配偶者暴力防止法」及び「C 児童虐待防止法」にチェックがされ、また、「相談機関等の意見」欄には「1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。」の欄にチェックがされ、所沢警察署長の押印がされていることから裏付けられていた。このように、原告の配偶者に対する支援措置に理由がない旨の原告の主張を補強する公的な書類(以下「本件書類」という。)が提出されていた以上、処分行政庁は、本件申出は、支援措置の必要性がないものと認めるべきであった。

20 (2) また、事務処理要領第5-10-イ(支援の必要性の確認)及び同オ(他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡)においては、転送を受けた市町村にも支援の必要性の確認及び確認結果を連絡することが必要であり、確認に当たっては警察の意見を聴いたり、それ以外の適切な方法がある場合にはその方法をとったりして確認すべきことが明記されている(甲15)。そして、暴力を受けた事実が存在しないのに暴力があったと認め、支援措置の申出を受け付けることは、加害者とされた者の権利を害し、ひいては、住基法の趣旨に反するから、虚偽の事実を述べれば必ず支援措置を受けることができる運用を認めるのではなく、ドメスティック・バイオレンス等の判断基準を明確に定め、市町村による調査が実施された上で、暴力の存

在が厳格に認定するのが住基法の趣旨に合致する。このような観点からすると、本件申出に理由がない旨の原告の主張を補強する公的な書類(本件書類)が提出されていた以上、処分行政庁は、本件処分をするかどうかの検討に当たり、自ら支援の必要性を調査すべきであった。

仮に、本件書類をもってしても支援措置の必要性に疑義が生じたと判断するには不十分であるとされるならば、支援措置の不適切な運用で誤って加害者とされた者にとって、権利回復手段がないことになる。殊に、支援措置の申出において加害者とされた者は、どこの市町村が受理しどこの警察署等がその根拠となる書面を発行したのか把握する手段がないため、当該市町村に対して再判断を求めることは不可能であり、処分行政庁が、支援の必要性に関する転送前の受理地市町村やその担当の警察署の判断を無批判に踏襲すれば足りるとするならば、上記申出を受理した市町村はその判断の根拠とした配偶者の主張の疑義の可能性を指摘される機会がないことになり、不当である。

それにもかかわらず、処分行政庁は、本件書類の存在を無視して、自ら支援措置の必要性を調査しようとし、本件処分をしたのであるから、本件処分は違法である。

- (3) 長女は、児童虐待防止法上の児童虐待を受ける児童であり、原告は、同人を保護すべき親権者であるが、本件処分により、両者の関係が阻害された。仮に、本件処分が、事務処理要領の定める原則的な運用に従ったものであるとしても、支援措置の運用が児童虐待防止法の規定に違反する場合には、上位法優先の法則により、児童虐待防止法の規定に則り、支援措置制度の範囲内で原則外の場合の運用をすべきであった。

それにもかかわらず、処分行政庁が本件申出を盲目的に受け入れたことにより、長女は、児童がその父母によって養育される権利(児童の権利に関する条約7条)及び保障される児童がその父母の意思に反してその父母から分

離されない権利（同条約9条）の行使を妨害され、また、憲法で保障された原告や親権者によって保護されるべき長女の基本的人権（憲法11条、12条及び13条）が侵害され、原告は、法定代理人として親権の行使を妨害された。その結果、原告は暴力の被害を受けた上、子供に会わせてもらえないという更なる精神的損害を受けることになり、長女もドメスティック・バイオレンスの被害を主張する原告の配偶者の支配下に置かれ、父親に会わせてもらえないという精神的虐待を受け続けている。

第3 当裁判所の判断

1 甲9及び弁論の全趣旨によれば、本件処分は、事務処理要領第5-10に該当することを理由として、住基法20条5項が準用する同法12条6項に基づいてされたものであることが認められる。

2(1) 住基法は、市町村において、住民の居住関係の公証等住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、併せて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とし（同法1条）、住民基本台帳を構成する住民票（同法6条1項）の記録の正確性を確保するため、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならないものとしている（同法16条1項）。住民基本台帳に関する市町村の事務は、自治事務であって、国の機関等の指揮監督を受けるものではないが、その事務の処理に当たっては市町村相互にわたる事項も多く、全国的にある程度統一された取扱いがされた方が合理的な場合等が少なくないため、住基法は、国や都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により市町村が処理する事務について必要な指導を行うものとし（同法31条1項）、国は、これに基づいて事務処理要領を定めている。このような法の趣旨に鑑みると、各市町村長は、その定めが明らかに法令の解釈を誤つ

ている等特段の事情がない限り、これにより事務処理を行うことを法律上求められていると解するべきである（最高裁平成7年（行ツ）第116号同11年1月21日第一小法廷判決・集民191号127頁参照）。

(2) 事務処理要領第5-10は、ドメスティック・バイオレンス等の加害者が、
5 戸籍の附票の写しの交付を含む住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、住基法20条5項が準用する同法12条6項等の規定に基づき、支援措置を講じるものとしている（事務処理要領第5-10柱書。乙4）。

10 支援措置は、ドメスティック・バイオレンス等の加害者から支援対象者に係る戸籍の附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付の請求等がされた場合に、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は住基法12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するものであり、事務処理要領に定める支援措置の手続の概要は以下のとおりである。

15 ア 市町村長は、その作成する戸籍の附票に記載されている者で、配偶者暴力防止法1条2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの等から支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。申出者が、その同一の住所を有する者について、
20 申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

イ 最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、
申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

25 ウ 当初受付市町村長は、申出者が、上記アに該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、戸籍の附票の写しの交付請求等を行う

おそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。ただし、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

当該申出者と同一の住所を有する者について、上記申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の戸籍の附票の写しの交付請求等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて同様の確認を行う。

エ このようにして支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送し、同転送を受けた他の市町村長（以下「転送先市町村長」という。）は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、支援の必要性を確認する。ただし、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送先市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

オ 市町村長は、支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき、その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき等には、支援措置を終了する。被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置も、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

(3) このように、支援措置の目的は、ドメスティック・バイオレンスの被害者等の申出に基づいて、同被害者及び加害者をあらかじめ把握し、住基法20条1項、同条5項が準用する同法12条6項等の運用に反映させるものであり、住民に関する記録の適正な管理を図るという住基法の目的に合致すると

ともに、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務（配偶者暴力防止法2条、9条）等を国や市町村が果たすためにも合理的なものといえることができる。そして、支援措置は、配偶者暴力防止法上の被害者等であつて所定の要件を満たす者からの申出について、当初受付市町村長は、当該要件の該当性及び支援の必要性があるかどうかを警察等の機関の意見を聴取する等して判断し、支援措置をすることとした場合には、加害者からの住民基本台帳の閲覧等を拒否する等の対応をすることとされており、類型的に保護すべき対象を限定した上で、迅速な支援のため、専門機関の意見等を踏まえて支援の必要性等を判断し、住基法の枠内で上記目的に資する対応をするものである。

以上からすれば、事務処理要領第5-10は合理的な規定であり、前記特段の事情は認められないから、各市町村長は、同規定に基づいて対応すべきである。

- 3 本件においては、前記前提事実及び甲10によれば、処分行政庁は、事務処理要領に基づき、当初受付市町村長から原告の配偶者からの申出書の写しの転送を受け、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認し、支援の必要性があると認め、支援措置を開始したことが認められる。

このことからすると、本件処分は適法であると考えられる。

- 4(1) これに対し、原告は、原告自身が令和2年12月1日付けで支援措置の申出をしており、その申出書（甲4）には、原告及び長女が配偶者暴力防止法又は児童虐待防止法の被害者であり、所沢警察署長が原告申出の状況に相違ないものと認めた旨の記載があり（本件書類）、原告の配偶者が暴力の被害を受けていない旨の原告の主張が公的書類によって補強されたから、原告の配偶者に支援措置の必要性があるとする本件処分は誤りであった旨主張する。

- (2) しかし、前記のとおり、支援措置は、ドメスティック・バイオレンスの被害者等の申出に基づいて、同被害者及び加害者をあらかじめ把握し、住基法

20条1項、同条5項が準用する同法12条6項等の運用に反映させるものであり、当初受付市町村長は、支援措置の要件の該当性及び支援の必要性の有無については、警察等の機関の意見を聴取する等して判断するものとされ、転送先市町村長は、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、転送先市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差支えないものとしている（乙4。事務処理要領第5-10-オ）。

そして、一般に、配偶者からの暴力や児童虐待の加害者は、危害を加えていた被害者がその支配下から逃亡した際には、執拗に被害者を探索し、逃亡前より激しい危害を加えるおそれがあると考えられ、逃亡により暴力や虐待が事実上回避されている状況が続いたとしても、直ちに、このおそれが消滅したということとはできないことからすると、戸籍の附票の写しの交付申請をする者が提出した資料により支援措置の申出が事実と反することが一見明白になった場合には、支援の必要性がなくなったものとして、支援措置が終了され（事務処理要領第5-10-ク（乙4））、申請に係る戸籍の附票の写し等が交付されることになると考えられるものの、このような場合に当たらない限り、転送先市町村長が、当初受付市町村長の判断を踏まえて支援措置を採ったとしても、それには合理性があると考えられる。

(3) 原告は、本件書類が提出されたことをもって、本件申出に支援措置の必要性があるとする本件処分は誤りであった旨主張するが、本件書類は原告自身を対象者とする支援措置の申出を根拠付けるものにすぎず、原告の配偶者による本件申出やそれに係る当初受付市町村長の判断を直接弾劾するものではない。そして、配偶者からの暴力が必ずしも一方的に行われるとは限らず、夫婦の双方がそれぞれ相手方に対して配偶者からの暴力と疑われる行為を行う事態も想定できるから、原告から、原告及び長女を対象者とする支援措置の申出があり、本件書類が提出されたとしても、そのことから、原告の配偶

者からの本件申出が事実に基づかなかったということとはできない。したがって、原告が主張する本件書類の内容からしても、支援措置の申出が事実と反することが一見明白になったということとはできず、この点に関する原告の主張は採用できない。

- 5 5(1) 原告は、原告が、本件書類をもってしても支援措置の必要性に疑義が生じたと判断するには不十分であるとされるならば、支援措置の不適切な運用で誤ってドメスティック・バイオレンスの加害者とされた者にとって、権利回復手段がないことになり、不当である旨主張する。
- 10 (2) しかし、前記のとおり、戸籍の附票の写しの交付申請をする者が提出した資料により支援措置の申出が事実と反することが一見明白になった場合には、支援の必要性がなくなったものとして、支援措置が終了され（事務処理要領第5-10-ク（乙4））、申請に係る戸籍の附票の写し等が交付されることになると考えられるから、ドメスティック・バイオレンスの加害者とされた者の権利が回復する手段がないということとはできない。
- 15 (3) また、前記のとおり、原告が主張する本件書類の内容は、本件申出やそれに係る当初受付市町村長の判断を直接弾劾するものではない。また、前記のとおり、配偶者からの暴力が必ずしも一方的に行われるとは限らず、夫婦の双方がそれぞれ相手方に対して配偶者からの暴力と疑われる行為を行う事態も想定できる（本件においては、原告の配偶者から最初の支援措置の申出がされたのは、原告から最初の支援措置の申出がされた約8か月前であること（前記前提事実(1)イ、ウ）からすると、原告に対する原告の配偶者の暴力に先立って、原告の配偶者に対する原告の暴力があったと見られても不自然ではない。）から、原告及び長女を対象者とする支援措置の申出があり、本件書類が提出されたとしても、そのことから直ちに本件申出に係る支援措置の
- 20 必要性に疑義が生じたということとはできない。
- 25

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

6 原告は、処分行政庁が、児童虐待防止法に違反されていることを指摘されてもなお、支援措置制度の原則的運用にこだわり、支援措置の必要性の確認調査を怠った点が、憲法11条等の趣旨に反する旨主張する。

しかし、上記4(2)のとおり、事務処理要領上、転送先市町村長が、当初受付市町村長の支援の必要性があると確認したことをもって、支援の必要性を判断することが不合理とはいえず、長女が現に虐待を受けていることを示す客観的な証拠等、これを覆すに足りる客観的な証拠はない（本件支援措置が配偶者暴力防止法、ストーカー規制法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえてされるものであることに照らすと、原告が長女に会えない状況となっていたとしても、その状況が直ちに長女に対する精神的虐待に当たるということはできない。）。

したがって、この点に関する原告の主張は採用できない。

7 そして、ほかに、これまでの検討結果を覆すに足りる証拠はない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求には理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

倉澤守春

倉 澤 守 春

裁判官

日浅さやか

日 浅 さ や か

6

裁判官

丸山 智大

丸 山 智 大

10

別紙

関係法令等の定め

○住民基本台帳法(以下「住基法」という。)

(目的)

第一条 この法律は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

(住民基本台帳の作成)

第六条 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(本人等の請求による住民票の写し等の交付)

第十二条 (略)

2 前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 当該請求をする者の氏名及び住所

二 現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所

三 当該請求の対象とする者の氏名

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 第一項の規定による請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カード(番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

4 前項の場合において、現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、総務省令で定める方法により、請求をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求の任に当たるものであることを明

らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した同項に規定する住民票の写しを交付することができる。

6 市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。

7 第二項の規定による請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

(戸籍の附票の作成)

第十六条 市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならない。

2 (略)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 市町村が備える戸籍の附票に記録されている者(当該戸籍の附票から除かれた者(その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、

当該記載が消除された者を除く。)を含む。次項において同じ。)又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。次項及び第三項並びに第四十六条第二号において同じ。)の交付を請求することができる。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の第三項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	上欄(規定中)	中欄(規定中)	下欄(読み替へるもの)
以下省略			

(国又は都道府県の指導等)

第三十一条 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県は市町村に対し、この法律の目的を達成するため、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

○住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日法務省民事甲第2671

号・保発第39号・庁発第22号・42食糧業第2668号(需給)・自治振第15

0法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・

自治省行政局長から各都道府県知事あて通知)(以下「事務処理要領」とい

う。)(乙4)

第2-3-1(1)ア(ウ)において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)(1条1項に規定する配偶者からの暴力を「ドメスティック・バイオレンス」と、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「ストーカー規制法」という。)(7条に規定するストーカー行為等

を「ストーカー行為等」と、児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)(2条に規定する児童虐待を「児童虐待」というものとしてされている。

第5-1-10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置(以下「支援措置」という。)(

市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)(の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索すること防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として、法(中略)第20条第1項から第4項までの規定並びに同条第5項において準用する法第12条第2項から第4項まで及び第6項(中略)の規定に基づき、次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(イ) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票

に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴

力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

B ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの

C 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長(以下「当初受付市町村長」という。)は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める

場合にはその申出について、併せて申出書に記載することを求める。

(エ)及び(オ)(略)

イ 支援の必要性の確認

(ウ) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア(ウ)に掲げる者に該当し、かつ、加害者が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア(イ)の申出を受けている場合には、加害者が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて(ウ)と同様の確認を行う。

ウ 確認の結果の報告

イにおいて支援の必要性を確認した当初受付市町村長は、その結果を申出者に連絡する。

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア(ウ)に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ 支援措置の期間

支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、ウに基づき当初受付市町村長が確認の結果を申出者に連絡した日から起算して一年とする。

キ 支援措置の延長

当初受付市町村長は、支援措置の期間終了の一月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとし、申出があった場合には、イからオまでの例により処理する。延長後の支援措置の期間は、いずれの市町村における支援措置についても、延長前の支援措置の期間の終了日の翌日から起算して一年とする。

ク 支援措置の終了

市町村長は、次のいずれかに該当する場合には、支援措置を終了する。

A 支援対象者から支援の終了を求める旨の申出を受けたとき

なお、当該終了の申出は、当初受付市町村長がアの例により受け付け、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町村長に支援の終了を求める旨の申出があった旨を連絡する。

B 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき

C その他市町村長が支援の必要性がなくなったと認めるとき

なお、他の市町村長においても支援を行っている場合には、当該他の市町

村長に支援の必要性がなくなったと認めた旨を連絡する。

ケ 被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置の延長・終了

被害者と同一の住所を有する者に対する支援措置は、被害者を保護するための措置であるから、原則として被害者に対する支援措置の延長・終了に伴い、延長・終了するものとして差し支えない。

コ 支援措置

㌞ 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

(A) 及び (B) (略)

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないよう、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。
また、加害者の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないよう、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、加害者が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまし

て閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B (略)

㌟ 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票(中略)の写し等及び戸籍の附票(支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。)の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、㌞―A―(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目

的を達成することが望ましい。

(B)(略)

(C)その他の第三者から申出がなされた場合

加害者が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、

第2-4-1(1)①—ア—(イ)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、加害者の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐ

ため、(ア—A—(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

以上

これは正本である。

令和4年10月26日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 森 本 亜紀子

